

五二七号得

第十八條 本規約は大会の決議を経てはありては変更することを得ず

### 組合規約準則

#### 第一章 總則

第一條 本組合は日本電信總局に附屬する組合と爲す。日本電信總局總會は本組合の監督に當り、本組合は日本電信總局の命令に服するものとす。

第二條 本組合は日本電信總局の命令に服するものとす。本組合は日本電信總局の命令に服するものとす。

第三條 本組合の本部は大阪府に置く。

#### 第二章 總務

第四條 本組合は次の組織を爲す。

- 一 大會
- 二 理事会

第五條 大會は代表議員を以て組織す。本組合の最高決議機關にして毎年一回總會長の召集す。

第六條 大會は理事の候補を大會開議時に各代表員から推薦す。この時、理事の候補は大會開議時に各代表員から推薦す。

第七條 理事會は理事を以て組織し、大會より大會の決議を経ては、總會長の召集す。但し専門委員会は別に専門事務に關する決議を爲すことを得。

第八條 本組合の決議方法は満場一致を要す。但し多數決により決議することを得。

#### 第三章 附則